

(当 選 人)

第11条 選挙の結果、最多数の投票を得た者をもって当選人とする。ただし、議員の定数をもって投票の総数を除して得た数の6分の1以上の得票がなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、第8条第1項ただし書の規定により投票を行わない場合においては、当該議員候補者をもって当選人とする。

(附 則)

1. 平成12年7月17日 組合会の議決をもって条文の一部を変更する。
この規約変更は認可の日から施行し、平成12年11月10日議員の任期満了に伴う総選挙から適用する。
2. 第12条の規約を第11条に変更し、また条文の一部を変更し、認可の日から施行し、平成15年4月1日から適用とする。